宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰対策補助金　Ｑ＆Ａ

令和８年１１月１６日作成

＜1.補助対象者について＞

Q1-1.　補助金の対象となる事業者は？

A1-1.　下記の①～⑤のいずれかに該当する宇部市内に事業所を有する事業者が対象となります。

① 中小企業基本法第２条に規定する中小企業者
② 医療法人又は社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が３００人以下であること。
③ 中小企業者等協同組合、協業組合、協同組合等、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。
④ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。
⑤ 本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

Q1-2.　中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは？

A1-2.　資本金・従業員数が下記の①～④のいずれかに該当する会社又は個人です。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員 （いずれかを満たすこと）
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下　　または　３００人以下
② 卸売業	１億円以下　　または　１００人以下
③ サービス業	５千万円以下　または　１００人以下
④ 小売業	５千万円以下　または　　５０人以下

Q1-3.　常時使用する従業員の数は、市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよいですか？

A1-3.　お見込みのとおりです。

Q1-4.　交付申請書の「１申請者の基本情報」の、業種分類がわかりません。

A1-4.　次の「卸売業・サービス業・小売業」の対応表で、主事業（売上高が最も多い事業）が該当する区分をご確認ください。当てはまるものがない場合は、「製造業・建設業・運輸業その他」となります。表の事業内容の詳細は、総務省ホームページの日本標準産業分類をご確認ください。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業（旅行業は除く。）、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類 されないもの）
小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

Q1-5.　常時使用する従業員の定義を教えてください。

A1-5.　労働基準法第２０条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法２１条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものとして、以下の労働者を挙げています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業主は、常時使用する従業員には含まれません。

労働基準法第 21 条

・日日雇い入れられる者（１か月を超えて継続して雇用した場合を除く）
・２か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
・季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
・試（ためし）の使用期間中の者（１４日を超えて雇用した場合を除く）

Q1-6.　いわゆる「みなし大企業」も対象になりますか。

A1-6.　中小企業者の要件を満たしていれば対象になります。

Q1-7.　宇部市の市税に滞納がありますが、対象になりますか？

A1-7.　対象外です。宇部市の市税に滞納がないことが要件です。

Q1-8.　宇部市に市税を納めていませんが、対象になりますか？

A1-8.　**市外に本社があり、市外に納税していたとしても、市内に事業所がある場合は対象となります。**

Q1-9.　個人事業主で事業所は宇部市内ですが、住まいが宇部市外の場合は対象になりますか？

A1-9.　住まいが宇部市外であっても、事業所の所在地が宇部市内の場合は対象になります。

Q1-10.　個人事業主で事業所は宇部市外ですが、住まいが宇部市内の場合は対象になりますか？

A1-10.　住まいが宇部市内であっても、事業所の所在地が宇部市外の場合は対象となりません。

Q1-11.　法人で工場や営業所は宇部市内ですが、本社・本店が市外にある場合は対象になりますか？

A1-11.　対象になります。事業所が宇部市内にあることが要件で、本社・本店の所在の市内外は問いません。本補助金は、宇部市内の工場や営業所などで使用した燃料油、電気及びガスが対象となります。

Q1-12.　他の事業所のスペースを間借りして事業を実施していますが対象になりますか？

A1-12.　申請者本人が所有、または賃貸契約を交わして使用している事業所が対象になります。

Q1-13.　市内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できますか？

A1-13.　事業所単位で申請はできません。申請は１事業者１回限りです。市内に複数事業所がある場合は、各事業所の対象経費をまとめて１事業者として申請してください

Q1-14.　現在は市内で事業を行っていますが、来月市外へ事業所を移転します。この場合、対象になりますか？

A1-14.　対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q1-15.　現在は市内で事業を行っていますが、数か月後に廃業予定です。この場合、対象になりますか？

A1-15.　対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q1-16.　過去に宇部市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金を申請しましたが、今回も申請可能でしょうか。

A1-16.　申請可能です。

＜2.補助金額等について＞

Q2-1.　対象となる燃料油の油種は何ですか？

A2-1.　**ガソリン、軽油、重油、灯油です。なお、「アドブルー」「洗車」等、燃料油購入と直接関係のない費用は対象外です。**

Q2-2.　対象となるガスの種類は何ですか？

A2-2.　都市ガス及び液化石油ガス（LP ガス）等です。

Q2-3.　都市ガス及び液化石油ガス（LP ガス）以外のガスは対象になりますか？

A2-3.　原材料として使用及び他者への販売を目的としていないガスであれば対象となります。

Q2-4.　トラックをリース・レンタルして事業を行っていますが、対象となりますか？

A2-4.　機器・設備をリース・レンタルして事業をしている場合でも、燃料油を自社で購入していれば対象となります。

Q2-5.　宇部市内に事業所がありトラックを計２０台保有していますが、宇部市内のＡ地に１０台、宇部市外のＢ地に１０台駐車しています。どちらも燃料（軽油）を購入していますが、補助対象となりますか。

A2-5.　事業所が宇部市内にあることが要件ですので、駐車（保管）場所が宇部市外でも、その機器・設備の燃料の購入については補助対象となります。

Q2-6.　Ａ法人の事業所が宇部市内に４つあり（Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ事業所）、宇部市外に事業所が１つ（Ｆ事業所）ある場合、どのように申請すればよいですか？

A2-6.　法人の場合、申請単位は事業所ではなく法人としていますので、申請者名はＡ法人としてください。Ｆ事業所は宇部市外の事業所ですので対象外です。宇部市内の事業所（Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ事業所）について、電気、ガス及び燃料油の料金を合算して申請して下さい。

Q2-7.　対象月は連続した２か月にする必要がありますか？

A2-7.　連続した２か月とする必要はありません。（例：1 月・3 月）

Q2-8.　電気、ガス及び燃料油の対象月を同じにする必要がありますか？

A2-8.　**それぞれ同じ月とする必要はありません。**

Q2-9.　電気、ガス及び燃料油の使用期間が月をまたいでいる場合はどちらを対象月とすればよいですか？

A2-9.　**またがっている２月を比較して、使用日数の多い月を対象月とします。**
例：使用期間が 7 月 15 日～8 月 15 日の場合⇒
7 月は 15 日～31 日までの 17 日間、8 月は 1 日～15 日までの 15 日間なので、
7 月が対象月になります。）

Q2-10.　電気、ガス及び燃料油の料金に原材料として使用するものや、他者に販売するものを含めてもよいですか？

A2-10.　対象外となりますので、含めないでください。

Q2-11.　確定申告時に経費計上しない電気、ガス及び燃料油の料金を補助対象経費に含めてもよいですか？

A2-11.　対象外となりますので、含めないでください。確定申告時に経費計上する電気、ガス及び燃料油の料金のみが補助対象経費となります。

Q2-12.　自宅兼事務所（店舗等）で、自家分と事業分の電気、ガス及び燃料油の料金をまとめて支払っている場合はどのように補助対象経費を計上すればよいですか？

A2-12.　**確定申告時の家事按分を基準に、事業分の料金のみを適正に計上するとともに、自家分は控除欄に記入して提出してください。**

Q2-13.　社員寮、従業員用借上住宅等に係る電気・ガス料金を会社が支払っていますが、補助対象経費としてもよいですか？

A2-13.　対象外となりますので、含めないでください。個々の従業員への生活者支援（福利厚生費）の側面があり、事業者支援という本補助金の趣旨に沿わないものと判断されるため、補助対象外とします。

Q2-14.　店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、電気代は毎月貸主（大家）に支払っていますが、補助対象経費になりますか？

A2-14.　請求書等で、電気代の金額が明確に分かる場合は、補助対象経費になります。

Q2-15.　店舗（事務所）を賃借して事業を営んでおり、共益費（管理費）の中に電気代が含まれています。貸主（大家）が作成した共益費明細があれば、補助対象経費になりますか？

A2-15.　共益費（管理費）に含まれる電気代については、明細書の有無に関わらず補助対象外です。

Q2-16.　不動産賃貸業を営んでおり、共用部分の電気代は自社が負担していますが、補助対象経費になりますか？

A2-16.　不動産賃貸業を営む上で、必要な経費の電気代は補助対象経費になります。ただし、入居者から共益費（管理費）等（共用部分の電気代含む）を受け取っている場合は、対象外とします。

Q2-17.　個人事業主です。電気代は従業員である家族名義で契約し、家族の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？

A2-17.　確定申告時に経費計上する電気料金である場合は、補助対象経費となり得ます。ただし、補助対象経費は、申請者（個人事業主）が支払ったものに限られます。このため、家族の支払（立替払い）分について、申請者が家族に支払っている（清算している）ことが必要です。家族が支払った補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写しに加えて、申請者による清算を証する書類の写しを提出してください。 なお、清算を証する書類の写しは、補助対象経費の支払いを証する書類（口座振込の場合、現金払いの場合）と同様のものが必要です。

Q2-18.　法人です。電気代は代表者名義で契約し、代表者の口座から引き落とされていますが、補助対象経費になりますか？

A2-18.　上記 A2-17 と同様の考え方となります。

Q2-19.　電気・ガスの料金に、延滞金や証明書発行手数料等が含まれている場合、それらも補助対象経費になりますか？

A2-19.　**対象外となりますので、含めないでください。補助対象経費となるのは、対象月に使用した電気・ガスの使用料金（税抜）です。延滞金等が含まれている場合は、それらを除いて補助対象経費を計上してください。**

Q2-20.　補助対象経費の算出方法と補助金申請額の算出方法を教えてください。

A2-20.　令和 8 年の 1 月から令和 8 年 10 月の任意２か月分を対象月として設定します。次に、対象月に使用した電気、ガス及び燃料油の使用料金（税抜）合計について、３０％を掛け、補助対象経費を算出します。つづいて、算出した補助対象経費に１／２を乗じてください。そこから千円未満を切り捨てた額が補助金交付申請額となります。

＜補助対象経費及び補助金額の計算の例＞

○対象月

[電気]令和 8 年 7 月・令和 8 年 8 月を選択

[ガス]令和 8 年 1 月・令和 8 年 3 月を選択

[燃料]令和 8 年 9 月・令和 8 年 10 月を選択

○使用料金

[電気]（ 令和 8 年 7 月）42,000 円・（ 令和 8 年 8 月）50,000 円

[ガス]（ 令和 8 年 1 月）30,000 円・（ 令和 8 年 3 月）40,000 円

[燃料]（ 令和 8 年 9 月）20,000 円・（ 令和 8 年 10 月）20,000 円

合計額　202,000 円（税抜）

★補助対象経費（合計額の 30 パーセントが 6 万円以上であることが交付要件）

202,000 円×0.3＝60,600 円　≧　60,000 円

★補助金額（補助対象経費の 1/2　※上限 50 万円　※千円未満切り捨て）

60,600 円×0.5＝30,300 円　⇒　30,000 円　≦　500,000 円

Q2-21.　電気・ガスの料金１年分を一括で支払っていますが、補助対象経費の算出方法はどのようにしたらよいですか？

A2-21.　一括で支払った１年のうち、令和８年の１月から令和８年10月の任意２か月分を選択し、該当月の使用料が分かる明細を添付してください。

Q2-22.　補助対象経費を計算すると５万円でした。補助金はいくらになりますか？

A2-22.　補助対象経費６万円以上が対象になりますので、５万円の場合は対象外となります。

Q2-23.　なぜ補助対象経費が６万円以上でないと対象外なのですか？

A2-23.　本補助金は、エネルギー価格高騰による影響を考慮し、事業活動において特に多量に電気、ガス及び燃料油を使用することで、直接的に影響を受ける市内中小企業者等の負担軽減を図ることを目的としています。価格高騰前と比べた電気、ガス及び燃料油の負担増分が２か月で６万円以上となる中小企業者等を「多量に電気、ガス及び燃料油を使用する中小企業者等」として支援対象としているものです。

Q2-24.　交付申請書の「２　対象月における電気・ガス・燃料の使用料」の表の記載について、補助対象経費が１００万円を超える場合（補助金額が限度額の５０万円となる場合）は、１００万円を超えた部分については、記載不要でしょうか？

A2-24.　お見込みのとおりです。添付書類も１００万円を超えた部分については送付不要です。

Q2-25.　市内に複数の事業所がある場合、Ａ業所とＢ事業所で別々の月を選択して補助対象経費を算出してもよいでしょうか？

A2-25.　Ａ事業所、Ｂ事業所ともに同じ月を選択し、算出してください。

Q2-26.　軽油引取税は補助対象経費に含まれますか？

A2-26.　**軽油引取税は補助対象経費に含まれます。消費税及び地方消費税のみ補助対象経費から除いて計上してください**。

＜3.提出書類について＞

Q3-1.　申請書は手書きで書いて提出してもよいですか？

A3-1.　手書きの申請書でも提出できます。ただし、市ウェブサイトからダウンロードできる電子様式（Excel）は、補助対象経費や補助金交付申請額の自動計算等ができますので、なるべく電子様式（Excel）に入力して作成してください。

Q3-2.　申請書に押印は必要ですか？

A3-2.　申請書への押印は不要です。

Q3-3.　市内に事業所が複数ありますが、所在地を全て記載しなければなりませんか？

A3-3.　市内に複数ある事業所の電気、ガス及び燃料油の料金を合算する場合は、対象の事業所の所在地を申請書の「１申請者の基本情報（市内事業所の所在地)」に併記してください。欄が足らない場合は、様式をコピーし、複数枚に記入してください。

Q3-4.　燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等とはどのようなものですか。

A3-4.　トラック、ダンプ、船舶、ボイラー、自動車、建設機械、製造機械、農業用施設等です。

Q3-5.　申請書の「３燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況」は、燃料油（ガソリン・軽油・重油・灯油）を使用する機器・設備等を全て記載しなければなりませんか？

A3-5.　全て記載する必要はありませんが、補助対象となる購入した燃料油に係る機器・設備等については、必ず記載してください。

Q3-6.　申請書の「３燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況（駐車・保管・設置場所)」の所在地の地番について、複数の場所に駐車等している場合はどのように記載すればよいですか？

A3-6.　全ての駐車・保管・設置場所の所在地の地番（市外含む）を記載してください。

Q3-7.　開業後間もないため、確定申告の写しがない場合は何を提出したらよいですか？

A3-7.　開業届の写し等事業実態が確認できる書類を提出してください。

Q3-8.　市税に滞納がないことの証明書はどこで発行していますか？

A3-8.　**市民税課、市民センター、北部総合支所で発行ができます。発行には、税務証明交付申請書に記入いただき、窓口にいらした本人の確認ができるものと 300 円が必要となります。また、法人の場合は申請書に社印か代表者印の押印が必要です。**

Q3-9.　社会福祉法人や市外資本の企業等、宇部市に納税していない場合でも、市税に滞納がないことの証明書を提出する必要がありますか？

A3-9.　お見込みのとおりです。

Q3-10.　グループ会社で親会社から子会社へ販売した燃料油、電気及びガスを子会社が使用した場合は、親会社からの請求書や領収書を提出すればよいですか？

A3-10　別の法人であれば、親会社からの請求書や領収書を提出してください。

Q3-11.　一部回し手形で支払いをしているが、その場合の資料は何を提出したらよいですか？

A3-11.　購入した電気、ガス及び燃料油の請求書等と併せて、手形を渡した会社からの領収書を添付するなど支払ったことが分かるものを提出してください。

Q3-12.　社会福祉法人で確定申告がないため、確定申告の写しが提出できない場合、提出書類は代わりに何を出せばよいですか？

A3-12.　確定申告書の代わりに事業年度終了後、２か月以内に県へ提出する「現況報告書」をインターネットで確認・プリントアウトし、提出してください。

Q3-13.　クレジットカード支払いの際の注意事項・提出書類はありますか？

A3-13.　個人事業主の場合は、代表者個人名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるもののみ対象となります。法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるもののみ対象となります。申請の際は、クレジットカード売上票・利用明細書の写し及びその引き落としが確認できるもの（口座通帳（表紙及び該当の記帳箇所）など）を添付してください。

＜4.申請方法・その他について＞

Q4-1.　申請期間はいつまでですか？

A4-1.　令和９年２月 26 日（金）までです。（郵送の場合は当日消印有効）

Q4-2.　郵送での提出先はどこですか？

A4-2.　〒755-8601　宇部市常盤町一丁目７番１号　宇部市産業政策課　あて

Q4-3.　電子申請はどこからできますか？

A4-3.　LOGO フォームから、必要事項を入力し、必要書類を添付して申請してください。

https://logoform.jp/form/yuJH/1893187

スマートフォンの方はこちら　☛

Q4-4.　添付に必要な書類を紛失した場合は、申請できないのですか？

A4-4.　書面において審査を行うため、再発行等により、必要書類を用意して申請してください。

Q4-5.　郵送時に添付書類を同封し忘れた場合は、どのようにすればよいですか？

A4-5.　追加提出書類であることがわかるように、メモ等を添えて郵送してください。なお、多くの申請があった場合、書類の突合に時間を要することも想定されます。申請される際には、不備の無いように申請書への記載内容と添付書類の再確認をお願いします。

Q4-6.　本補助金は課税の対象になりますか？

A4-6.　法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。

Q4-7.　申請から補助金交付までの流れを教えてください。

A4-7.　補助金の支払いは、申請書の提出を受けてから、申請書の記載内容、添付書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、振込を行います。また、対象外となった場合は不交付決定通知書を送付します。

Q4-8.　申請から振込までどのくらいの期間がかかりますか？振込通知はありますか？

A4-8.　申請に不備がなければ、申請書を受理した日から３週間程度でご指定の口座に振り込む予定です。なお、振込のお知らせはいたしませんので、通帳の記帳によりご確認ください。申請書提出後、30 日を経過しても振込がない場合などのやむを得ない場合を除き、振込日等のお問い合わせは、お控えいただきますようお願いします。

Q4-9.　補助金の交付を受けた後、返還を求められることがありますか？

A4-9.　補助金交付後であっても、虚偽の報告によって補助金の交付を受けた等、補助金を交付することが不適切と市長が認めた場合は、返還を求めることとなります。

＜5.「事業に役立つ情報の受信・経営診断のご案内」について＞

Q5-1.　「うべ企業情報ナビ」への登録、「宇部市公式 LINE（事業者向け）」の友だち追加、「経営健康診断アンケート」への回答は必須ですか。

A5-1.　いずれも任意です。本補助金の申請・交付を受けるための要件ではありません。
一方で、登録・回答いただくと、補助金、融資、セミナー、経営相談など、事業に役立つ情報の受信や、自社の経営課題の整理にお役立ていただけます。いずれも無料でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

Q5-2.　登録や回答をしない場合、補助金の審査、交付の可否又は補助金額に影響はありますか。

A5-2.　一切影響ありません。
登録・回答の有無やアンケートの回答内容が、本補助金の審査、交付の可否又は補助金額に影響することはありません。ご都合に応じて、ご利用ください。

Q5-3.　「うべ企業情報ナビ」に登録すると、どのような情報を受け取れますか。

A5-3.　補助金、融資、経営相談、セミナーなど、市内事業者向けの支援情報をメールで受け取ることができます。
設備投資、人材確保、販路開拓、事業承継などに関する情報も随時お知らせしますので、必要な支援制度を探す際の情報収集にご活用いただけます。

Q5-4.　電子申請ではなく、郵送又は窓口で申請する場合でも、「うべ企業情報ナビ」に登録できますか。

A5-4.　はい、登録できます。
郵送又は窓口で申請される場合は、募集要領に記載の専用フォーム又は 2 次元コードからご登録ください。

Q5-5.　「宇部市公式 LINE（事業者向け）」では、どのような情報を受け取れますか。

A5-5.　補助制度、融資、経営相談、セミナーなど、市内事業者向けの最新情報を、普段お使いのスマートフォンで手軽に確認できます。
情報配信は令和 9 年 2 月から開始予定です。必要な情報を見逃さないためにも、この機会に友だち追加と事業者向け情報の受信設定をご検討ください。

Q5-6.　既に宇部市公式 LINE を友だち追加している場合も、事業者向けの設定は必要ですか。

A5-6.　はい。既に宇部市公式 LINE を友だち追加している場合も、事業者向け情報を受け取るためには設定が必要です。
トーク画面で「事業者」と入力して送信し、届いた案内に沿って受信設定を行ってください。設定は短時間で完了します。

Q5-7.　「経営健康診断アンケート」に回答すると、どのようなメリットがありますか。

A5-7.　売上、人材、資金繰り、設備投資、事業承継などについて回答することで、自社の経営状況や今後の課題を整理できます。

回答後には、回答内容に応じた「経営健康診断フィードバックシート」をお渡しします。自社の強みや課題を振り返り、経営改善や支援制度の活用を検討する際の参考としてご活用いただけます。

回答は無料で、所要時間は約 10 分です。

Q5-8.　「経営健康診断アンケート」の回答内容は、どのように取り扱われますか。

A5-8.　回答内容は、回答者へのフィードバックシートの作成に活用するほか、個別の事業者が特定されないよう集計・分析し、今後の中小企業支援施策を検討するための基礎資料として活用します。

なお、回答内容が本補助金の審査、交付の可否又は補助金額に影響することはありません。